



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 9 日

海老名市長

内 野



海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例施行規則（平成２７年規則第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「令和８年４月分から同年９月分まで」を「令和８年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。